

【低炭素まちづくり計画】

・低炭素まちづくり計画は、平成24年9月に公布された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく計画です。

【計画の目的】

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく第二期地球温暖化対策計画に適合するとともに、都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全・強化することを目的としています。計画では、都市構造の転換による医職住の近接化や、公共交通機関の利用促進、緑地の保全・緑化の推進、建築物単体の低炭素化といった諸施策を講じることで、第二期地球温暖化対策計画と相まって、都市における社会経済活動に起因して発生するCO₂の低減を図るものです。

【低炭素まちづくり計画と第二期地球温暖化対策計画の位置付け】

● 低炭素まちづくり計画

都市づくりを通じて都市の低炭素化を推進する計画

対象：運輸部門の一部・民生部門の一部

推進施策)

歩いて暮らせるまちづくり、都市計画道路の整備、公共交通・徒歩・自転車の利用促進、建築物の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用など

● 第二期地球温暖化対策計画

市内で排出されるCO₂をはじめとした温室効果ガスの削減を推進する計画

対象：産業部門、運輸部門、民生部門、廃棄物部門

推進施策)

家庭、工場等で使用するエネルギーの削減に係る普及啓発

住宅の省CO₂化に係る支援

3R活動促進など

地球温暖化対策計画と低炭素まちづくり計画との関係性について



<環境部局の役割>
 環境部局においては、実行計画における地域全体の削減目標を達成するため、単体対策をはじめとした各種対策の総合的なあり方が検討される。
 この際、国等において対策が推進されるべき対策の効果（技術革新による対策効果、広域エネルギー供給インフラの低炭素化[CO₂排出係数改善]による対策効果等）についても配慮

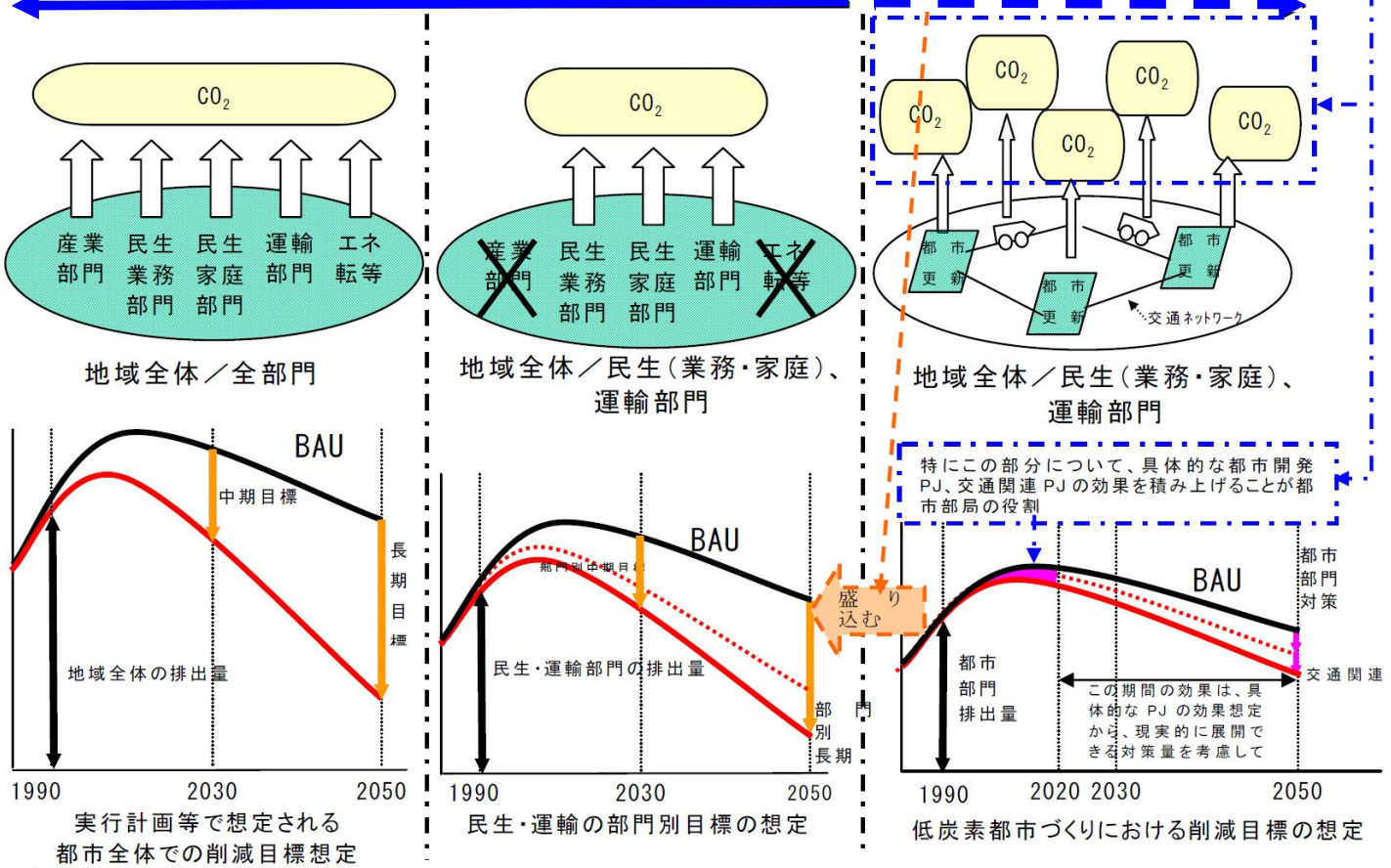
中長期目標を達成するための対策の全体像、バランス等について部局間で調整

<都市部局の役割①>
 都市づくりにおいて、実現可能な省CO₂対策効果を、各種低炭素都市づくり対策の効果を積み上げ

<都市部局の役割②>
 地域全体の民生（業務・家庭）部門・運輸部門の削減目標のどの程度を担うことができるかを示す

第二期地球温暖化対策計画(実行計画)の対象範囲

低炭素都市づくりの対象範囲



自治体全体

民生・運輸

都市づくり関連

図 都市部局と環境部局の調整イメージ

※低炭素まちづくり実践ハンドブック抜粋（一部加筆）